

中小企業者等に対する同族会社の特別税率の
不適用等制度に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

平成十四・四・一以後終了事業年度分

適用該当号の区分	1	措置法第68条の3の2第1項第()号該当
一 号 該 当	設立の日	2 平 . . { 措令第39条の35の2第1項()号 } 平 . . }
	中小企業者の判定	3 新事業創出促進法第2条第3項第()号該当
	主たる事業	4 業
	資本の額又は出資の総額	5 円
	常時使用する従業員の数	6 人
二 号 該 当	実施計画の認定年月日	7 平 . .
	新事業分野開拓のための事業の内容	8
	当期末における事業の状況	9
三 号 該 当	中小企業者の判定	10 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法 第2条第1項第()号該当
	主たる事業	11 業
	資本の額又は出資の総額	12 円
	常時使用する従業員の数	13 人
	当期前1年以内に開始した各事業年度	14 平 . . ~ 平 . .
	同上の試験研究費の額及び 開発費の額の合計額	15 円
	(14)の各事業年度の総収入金額の合計額	16
試験研究費等の割合 $\frac{(15)}{(16)}$	17	
添 付 書 類	措置法第68条の3の2第1項第1号	登記簿謄本又はその写し
	措置法第68条の3の2第1項第2号	イ 主務大臣が新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する認定(同法 第11条の3第1項の認定を含む。)をした旨を証する書類 ロ 同号に規定する認定計画の計画書の写し
	措置法第68条の3の2第1項第3号	措置法施行令第39条の35の2第4項の規定の適用がある場合の明細書

中小企業者等に対する同族会社の特別税率の 不適用等制度に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第68条の3の2《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等》の規定の適用を受ける場合に確定申告書に添付することとされている措置法規則第22条の20各号に定める書類に代えて添付する場合に記載します。
- 2 「適用該当号の区分1」には、措置法第68条の3の2第1項各号のいずれの号に該当するものであるか記載します。
- 3 「一号該当」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「設立の日2」には、設立の登記をした日を記載します。

なお、措置法施行令第39条の35の2第1項各号のいずれかに該当する場合は、()内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める他の同族会社又は被合併法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。
 - (2) 「中小企業者の判定3」の()内には、新事業創出促進法第2条第3項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。
 - (3) 「主たる事業4」から「常時使用する従業員の数6」までは、事業年度終了の時の現況により記載します。
- 4 「二号該当」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「実施計画の認定年月日7」には、新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する実施計画について主務大臣の認定を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「新事業分野開拓のための事業の内容8」には、新事業創出促進法第11条の3第2項の認定計画に従って実施している同項に規定する新事業分野開拓のための事業の内容を簡記します。
 - (3) 「当期末における事業の状況9」には、当期末における上記(2)の事業の実施状況を記載します。
- 5 「三号該当」の各欄は、当期が平成14年4月1日以後に開始した事業年度に限り、次により記載します。
 - (1) 「中小企業者の判定10」の()内には、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。
 - (2) 「主たる事業11」から「常時使用する従業員の数13」までは、事業年度終了の時の現況により記載します。
 - (3) 「当期前1年以内に開始した各事業年度14」には、当期前1年以内に開始した各事業年度が複数ある場合にはその複数の事業年度を記載します。
 - (4) 「同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額15」には、上記(3)に係る各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される措置法第42条の4第1項に規定する試験研究費の額及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行令第5条第1項に規定する新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の額の合計額を記載します。

なお、合併、分割、現物出資又は事後設立が行われたことにより、措置法施行令第39条の35の2第4項の規定の適用がある場合には、同項各号に定める金額を記載するとともに、その明細書を添付します(下記(5)において同じ)。
 - (5) 「(14)の各事業年度の総収入金額の合計額16」には、上記(3)に係る各事業年度の総収入金額(固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。)の合計額を記載します。